

瀬戸市議会訓令第1号

瀬戸市議会図書室管理規程（平成19年瀬戸市議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成25年2月28日

瀬戸市議会議長 三木雪実

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第1条 瀬戸市議会に地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。） <u>第100条第19項</u> の規定により瀬戸市議会図書室（以下「図書室」という。）を置く。	(設置) 第1条 瀬戸市議会に地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。） <u>第100条第18項</u> の規定により瀬戸市議会図書室（以下「図書室」という。）を置く。

附 則

この訓令は、平成25年3月1日から施行する。